

## 常璩『華陽國志』にみえる一統への希求

渡邊義浩

### はじめに

『華陽國志』<sup>(1)</sup>は、東晉の常璩により編纂された「華陽」(巴・蜀・漢中)に関する書籍である。常璩は、五胡・十六國の一つで、李氏が益州に建国した成漢に仕えていたが、東晉穆帝の永和三(三四七)年、安西將軍であつた桓溫の成漢攻撃に際して降服を主張し、桓溫に安西將軍府參軍に拔擢される。<sup>(2)</sup>『華陽國志』の執筆目的については、こうした事情を考慮しなければならない。<sup>(3)</sup>

『隋書』經籍志は『華陽國志』を「霸史」に、『舊唐書』經籍志・『新唐書』藝文志は「偽史」に、『四庫全書總目提要』は「載記」に分類する。これらは、『華陽國志』の「本紀」にあたる卷五 公孫述・劉二牧志、卷六 劉先主志、卷七 劉後主志、卷九 李特雄期壽勢志の記述、とりわけ卷九への評価を重視した見解と言えよう。たしかに、卷九以外の政權も、偏覇と呼ぶに相応しい地方政權である。これに対して、近年の研究は、卷一 巴志、卷二 漢中志、卷三 蜀志、卷四 南中志の記述を重視する。たとえば、劉琳は、『華陽國志』は地方誌の体例を創設した現存最古の地方誌で、唯心主義の天命観に基づく「大一統」の思想を持つ。<sup>(4)</sup> 巴蜀と中原の關係を歴史の淵源から説き起こすことで、歴史上の教訓として中華の統一が歴史の發展であり、分裂割拠の失敗は必然であることを歴史發展の規律として明らかにした、と主張する。一方、中林史朗は、華陽のみならず、地方を対象とする『先賢傳』『耆舊傳』などは、各地の群雄が割拠した後漢末から始まり、西晉にかけて集中的に著述され、東晉からは地方誌制作と入れ替わるように、『家譜』『家傳』が陸統として著

述される。それは、九品中正制度が地方の輿論に基づいた人材を登用して地方の意向を中央に反映させるため、地方の知識人の目が地方の歴史文化の特性・地理的状况に向いたためである、という。<sup>(5)</sup>

劉琳ら中国人研究者が多く注目する「大一統」の思想を持つ『華陽國志』は、後漢末から著されている『先賢傳』や『耆舊傳』と同質のものと位置づけ得るのであろうか。また、劉琳らが主張するように、近世以降に編纂される地方誌の先駆と『華陽國志』を位置づけることは可能なのであろうか。そして、これらの問題を考える際に重要となる「大一統」の思想は、いかなる理由で一地方を描く『華陽國志』に内包されるのであろうか。本稿は、地域を描く『華陽國志』が「大一統」を主張する思想的背景を中心に、『華陽國志』の執筆意図を説明するものである。

### 一、蜀学の継承

常璩が生まれた益州には、後漢後半より「蜀學」と呼ばれる今文學が隆盛していた。「蜀學」の祖とされる楊春卿は、後漢の今文學の特徴である讖緯思想のうち、とくに圖讖を重視して天文觀測に努め、天象の変化により予言を行う「蜀學」を創始した。<sup>(6)</sup> 圖讖と豫言を重視する「蜀學」の本流は、楊春卿から楊統・楊厚、楊厚から任安・董扶・周舒、任安から杜微・杜瓊・何宗、杜瓊から高玩へと継承されていく。

これに対して、『四庫全書總目提要』が常璩の生き方との類似性を指摘する<sup>(7)</sup>、蜀漢の譙周は、圖讖の學を杜瓊から受ける一方で、楊春卿の系譜から外

Abstract

れる秦宓に師事した。秦宓は、予言の基本となる「史」を重視する。中でも司馬遷の『史記』に代表される上古史に、經典に依拠しない部分があり、また五帝をすべて同族とすることを批判していた。秦宓の学問の一部は、やがて譙周が著す『五經然否論』にまとめられる。

譙周の『古史考』は、師の秦宓に始まる『史記』批判を継承し、ことに古史において『史記』が經書、さらには緯書・圖讖に基づかないことを改めるために書かれた。それは、西晉の皇甫謐の『帝王世紀』へと継承され、唐の司馬貞が『史記』に「三皇本紀」を補筆する際の典拠となっていく。<sup>(12)</sup>

秦宓から譙周、譙周から陳壽へと継承された、讖緯思想を尊重しながらも「史」を重視する「蜀學」の一派を、括弧をつけず蜀學と表記して、本来の「蜀學」と弁別することしよう。常璩の『華陽國志』は、こうした特徴と展開を持つ蜀學を継承することで成った。常璩は、『華陽國志』の種本について、「序志」で次のように述べている。

①司馬相如・②嚴君平・③楊子雲・④陽成子玄・⑤鄭伯邑・⑥尹彭城・⑦譙常侍・⑧任給事ら、各々傳記を集めて、以て本紀を作り、略ぼ其の隅を擧ぐ。其の次聖・稱賢・仁人・志士、言は世範と爲り、行は表則と爲る者は、名を史録に注せらる。而して⑨陳君承祚、別に耆舊を爲り、漢より始め魏に及ぶ。煥乎として觀る可し。<sup>(13)</sup>

繁雑ではあるが、常璩が挙げる種本の作者九名を検討しよう。①司馬相如は、蜀郡成都縣の人。「上林賦」で「蜀石」に触れるなど巴蜀に言及する賦も多い。②嚴君平は、嚴遵。蜀郡の人。揚雄の師であり、王褒・揚雄と並び「文章 天下に冠たり」と評される（『漢書』卷二十八下 地理志下）。③楊子雲は、揚雄。蜀郡成都縣の人。『方言』・『法言』・『太玄經』を著し、(1)『蜀王本紀』の著者とされるが、魏晉の偽託との説もある。現行『蜀王本紀』は、明の鄭樸の輯本である。④陽成子玄（陽成子張）は、陽衡。蜀郡の人。『樂經』を著した（『論衡』對作篇）。⑤鄭伯邑は、鄭廬。『華陽國志』卷十二 三州士女目錄に、字は伯邑、蜀郡臨邛縣の人。(2)『耆舊傳』（『巴蜀耆舊傳』）を著した、とある。⑥尹彭城は、尹貢。牂柯郡夜郎縣の人。著書は不明である。⑦譙常侍は、譙周。巴西郡西充國縣の人。著書に(3)『五經然否論』・(4)『古史考』・(5)

『蜀本紀』・(6)『三巴記』・『法訓』がある（『三國志』卷四十二 譙周傳）。⑦任給事は、任熙。『華陽國志』卷十一 後賢志に、字は伯遠、蜀郡成都縣の人、述作を好み、詩・誄・論・難を著した、とある。⑧陳君承祚は、陳壽。巴西郡安漢縣の人。『諸葛氏集』・(7)『三國志』を著した（『晉書』卷八十二 陳壽傳）ほか、(8)『益部耆舊傳』（『益部耆舊傳』雜記）・『漢名臣奏事』を著した（『隋書』卷三十三 經籍志二）。以上、すでに著作の有無の不明な者もあるが、かれらの著作は、『華陽國志』にどのように用いられたのであろうか。

『華陽國志』は、おおよそ三つの部分に大別し得る。第一は、卷一～卷四で、華陽の地誌を描く。この部分の種本が、(1)『蜀王本紀』・(3)『五經然否論』・(4)『古史考』・(5)『蜀本紀』・(6)『三巴記』と『南裔志』（序志に後出、南海郡出身の楊孚が著した『南裔異物志』）であろう。第二は、卷五～卷九で、華陽に成立した政権の「本紀」である。ここは、『史記』・『漢書』・『東觀漢記』・(7)『三國志』などが用いられている。第三は、卷十～卷十一で、華陽の人物伝を整理する。ここは、(2)『耆舊傳』・(8)『益部耆舊傳』を中心としよう。このように分析すると、『華陽國志』は、「三史」（『史記』・『漢書』・『東觀漢記』）と『南裔志』以外は、華陽出身者の著作に依拠することが多い。中でも秦宓(3)↓譙周(4)・(5)・(6)↓陳壽(7)・(8)という蜀學の継承者たちの著作を基礎に『華陽國志』が構成されたことを把握し得る。

それでは、蜀學との影響関係は、内容的にも見ることができるのであろうか。『華陽國志』の冒頭、華陽とはどのような国であるのか、を叙述した部分より掲げていこう。

昔在唐堯のとき、①洪水 天に滔り、鯀の功 成る無く、聖禹 嗣ぎ興り、江を導き河を疏し、百川 鑿脩し、天下を封殖す。②古の九圍に因りて、以て③九州を置く。仰ぎては④參・伐を稟け、俯しては⑤華陽を壤にし、黒水・江・漢を梁州と爲す。⑥厥の土は青黎、厥の田は下の上惟り、厥の賦は下の中惟り、厥の貢は璆・鐵・銀・鏤・罽・罽・熊・羆・狐・狸・織皮なり。⑦是に於て四隩 既に宅り、九州 攸まり同ひ、六府孔だ脩まり、庶土 交に正め、財賦を底慎し、貢を中國に成む。蓋し⑧時雍の化、⑨東に被び西に漸めり。<sup>(14)</sup>

『華陽國志』の冒頭部分の特徴は、第一に『尚書』を典拠とする記述の多さである。①は『尚書』堯典篇に、「湯湯として洪水方割、山を懐み陵に襄り、浩浩として天に浴る（湯湯洪水方割、懷山襄陵、浩浩滔天）」とある表現を踏まえており、③の「九州」は、『尚書』禹貢篇の「九州」を踏まえ、「九州」のうち華陽は「梁州」にあたる。そもそも書名である⑤「華陽」自体が『尚書』禹貢篇に、「華陽・黑水、惟梁州」とある字句に基づいている。⑥も『尚書』禹貢篇に、「厥の土は青黎、厥の田は下の上惟り、厥の賦は下の中にして、三錯る。厥の貢は璆・鐵・銀・鏤・磬・熊・羆・狐・狸・織皮なり（厥土青黎、厥田惟下上、厥賦下中、三錯、厥貢璆・鐵・銀・鏤・磬・熊・羆・狐・狸・織皮）」とある文の引き写しに近い。⑦も『尚書』禹貢篇に、「九州攸て同まり、四隩既に宅り、九山刊旅し、九川源を滌ひ、九澤既に陂し、四海會同す。六府孔だ修まり、庶土交に正め、財賦を底慎するに、咸三壤に則り、賦を中邦に成む（九州攸同、四隩既宅、九山刊旅、九川滌源、九澤既陂、四海會同。六府孔修、庶土交正、底慎財賦、咸則三壤、成賦中邦）」とある文章を踏まえている。このほか⑧は『尚書』堯典篇に、「黎民於て變り時れ雍ぐ（黎民於變時雍）」とあり、⑨は『尚書』禹貢篇に、「東は海に漸み、西は流沙に被ぶ（東漸于海、西被于流沙）」とあることを踏まえるように、字句の典拠を『尚書』に求めることは、この後の記述でも枚挙に暇がない。譙周の『古史考』と同様、古史を經書、とりわけ『尚書』に基づいて記述することは、秦宓の流れを汲む蜀學の繼承と考えてよい。

第二の特徴は、『史記』と異なる記述にある。④「參・伐」は、益州の分野に当たる天文であり、參宿（二十八宿の西方七宿の一つ）の三つの輝く星の下にある三星が伐である。一方、『史記』天官書は、益州を觜觿と參の分野とする（『漢書』地理志は、觜觿と參は魏とする）。これに対して、『三國志』卷三十八秦宓傳には、「天帝は治を房・心に布き、政を參・伐に決す。參・伐は則ち益州の分野なり（天帝布治房・心、決政參・伐。參・伐則益州分野）」とある。參・伐を益州の分野とするのは、秦宓の説に依拠していることが分かる。常璩は、『史記』（および『漢書』）とは異なり、蜀學の秦宓の分野説を繼承して、華陽を位置づけているのである。

常璩『華陽國志』にみえる「統一への希求

第三の特徴は、緯書と圖讖の重視にある。②「九圍」という字句は、經書や『史記』・『漢書』には用例がなく、緯書の『春秋命歷序』や次に引用する圖讖の『洛書』など、緯書・圖讖に用いられる表現である。このように、第一から第三の特徴により、常璩の『華陽國志』が内容的にも、蜀學を繼承していることを論証し得る。

そして、「九圍」の内容について、『華陽國志』巴志は、次のように説明している。洛書に曰く、「人皇始めて出で、地皇の後を繼ぎ、兄弟九人、分かれて九州を理めて、九圍と爲す。人皇は中州に居り、八輔を制す」と。華陽の壤、梁岷の域は、是れ其の一圍にして、圍中の國は、則ち巴・蜀なり。

『洛書』によれば、九圍とは、三皇の一人である「人皇」とその兄弟によって九州が統治された状況を指しており、そのときに「巴・蜀」は、「國」であったという。これに対して、『漢書』卷八下地理志下には、「巴・蜀・廣漢は本南夷にして、秦并はせて以て郡と爲す（巴・蜀・廣漢本南夷、秦并以爲郡）」とあり、秦が郡に組み込むまでの「巴・蜀」の歴史は捨象されている。『華陽國志』は、五帝より以前の三皇の時代、すでに「巴・蜀」は、「國」として独自の文化を持っていた、と主張しているのである。

このうち「蜀」の「國」は、「縦目」の王が建国者であった。周紀綱を失ふや、蜀先づ王を稱す。蜀侯に蠶叢なるもの有り、<sup>①</sup>其の目は縦なり。始めて王を稱す。死するに石棺・石槨を作る。國人之に従ふ。故に俗に石の棺槨を以て、縦目の人の冢と爲すなり。……七國王を稱するや、杜宇帝を稱す。號して望帝と曰ひ、名を蒲卑に更む。……其の相たる開明、玉壘山を決して、以て水害を除く。帝遂に委ぬるに政事を以てし、<sup>②</sup>堯・舜禪授の義に法り、位を開明に禪る。

周が権力を失ったところ、蜀で王を称した蠶叢は、①「其の目は縦」に立体的であった。三星堆遺跡より立体的に飛び出た目を持つ仮面が発見されたのは、「石の棺槨を以て縦目の人の冢」としていた『華陽國志』の伝承どおりであった。また、蠶叢の子孫で、最初に帝を称した望帝（杜宇）は、禹のよ

うに水害を治めた宰相の開明に政治を委ねた後に、②「堯・舜禪授の義に法り」帝の地位を禪譲した。常璩が新たに仕えた晉は、西晉のとき舜・禹革命に準えて曹魏から禪譲を受けている。揚雄の『蜀王本紀』の記載を種本としながら、蜀國もまた、晉と同様、禪譲を行っていると述べ、蜀國と東晉の正統性を共有しているのである。

また、諸葛亮が遠征をした南中には、日本の桃太郎と竹取物語が一緒になっっているような起源を持つ、竹王の王國があった。

竹王なる者有り、遼水に興る。是れより先、一女子有り、水濱に浣ふ。

三節の大竹有り、流れて女子の足間に入る。之を推せども去るを肯せず、聞くに兒の聲有り。取りて持ち歸り、之を破り、一男兒を得、之を養ふ。長ずるに才武有り、遂に夷濮に雄たり。氏は竹を以て姓と爲す。

川に流れてきた竹から生まれた竹王の子孫は、やがて前漢の武帝に征服される。こうした華陽の独自性を示す伝説は、經書や史書には掲載されていない。蜀の地に根付いた蜀學は、こうした独自の伝説を持ち、華陽の国々を中原とは異なる文化を持った地域に描いているのである。

しかし、蜀學を継承して著された『華陽國志』は、蜀學が伝える地域としての独自性を強調するものの、地域の自立を指向するものではない。卷五に描く公孫述と劉二牧、卷七・八に描く蜀漢、卷九に描く成漢を独立国家として位置づける視座を持たないのである。『華陽國志』は、それらを偏覇として批判し、独自性を持つ巴蜀の歴史をあくまで中原と接合させようとする。

## 二、大一統の尊重

図識の『洛書』を論拠に、人皇の「九圍」が禹の「九州」の起源である、と主張する巴志は、禹と巴との関係について、次のように述べている。

禹水を治め州を命ずるに及び、巴・蜀もて以て梁州に屬せしむ。禹塗山に娶り、辛・壬・癸・甲にして去る。子の啟を生み、呱呱として啼くも、視るに及ばず。三たび其の門を過ぐるも而も室に入らず、務めは時を救ふに在り。今の江州の塗山は是なり。帝禹の廟銘焉に存す。禹諸侯を會稽に會するや、玉帛を執る者は萬國、巴・蜀も焉に往く。

禹が妻を娶ったという①「塗山」は、經書や史書では、江南に求められる。『春秋左氏傳』に注を付けた西晉の杜預は、塗山は壽春縣にある、とする。

一方、『漢書』に後漢末の應劭が付けた注、および『史記集解』が引用する西晉の皇甫謐の説では、塗山は、九江郡の侯國である、という。これに対して、『華陽國志』は、塗山を②「今の江州の塗山」であるとし、その証拠を「帝禹の廟銘」が存在することに求める。北魏の酈道元の『水經注』卷三十三江水に、「江の北岸に塗山有り、南に夏の禹の廟有り。塗君祠の廟銘焉に存す（江之北岸有塗山、南有夏禹廟。塗君祠廟銘存焉）」とあり、禹の廟と銘が存在したとする。『華陽國志』は、こうした伝承を拾い上げて、禹を媒介として、巴と中原の歴史とを関連づけているのである。晉は、白徳で禹の継承者であった（注19）所掲渡邊論文参照。それが、巴から妻を娶り、子の②「啟」を生んでいることは、東晉に対して巴という地域の重要性を主張することに繋がる。

また、諸葛亮に「沃野千里、天府の土」と称えられた蜀の豊かさの理由も、五帝を介して中原との関わりの中で説明される。

蜀の國を爲すは、①人皇より肇まり、巴と與に圍を同にす。黃帝に至り、其の子たる昌意の爲に、②蜀山氏の女を娶り、子の高陽を生む。是れ帝譽爲り。其の支庶を蜀に封じ、世々侯伯と爲す。……地は③天府と稱せられ、原は華陽と曰ふ。……④河圖括地象に曰く、「岷山の精、上は井絡と爲り、帝は以て昌を會め、神は以て福を建つ」と。⑤夏書に曰く、「岷山より江を導き、東に別れて沱と爲る」と。

巴と同様、蜀も①「人皇」の「九圍」を起源とし、五帝の筆頭である黃帝のとき、その子の昌意に②「蜀山氏の女」が嫁ぎ「高陽」を生んだ。これも重要な地域となる。その地が③「天府」と称されるのは、④「帝」が「昌」を集め、「神」が「福」を建てたことによる。その典拠は、圖識の『河圖括地象』である。そして、現行と同文の『尚書』⑤「夏書」禹貢篇が引用される。このように圖識と『尚書』を典拠とすることは、蜀學の特徴の継承である。

そもそも、こうした地域の歴史を中原と関わらせる態度は、秦宓以来のものである。秦宓は、先に掲げた「参・伐は則ち益州の分野なり」という文言に続けて、「三皇 祗車に乗りて谷口より出づるは、今の斜谷 是れなり（三皇乘祗車出谷口、今之斜谷是也）」（『三國志』卷三十八 秦宓傳）と述べている。すなわち、「三皇」を華陽と関わらせようとしているのである。裴松之は、注をつけて同文の『蜀記』を引く。このように、蜀學には、秦宓・譙周と継承された、巴蜀が中原の統一の支えになった、という主張が存在する。

『華陽國志』は、それを継承した。周の武王が殷の紂王を破り、天下を統一した牧野の戦いには、巴・蜀は参加したが、諸侯の會盟には関わりなかつた、とするのである。

① 牧野の師には與すと雖も、② 盟要の會を同にするは希し。而して③ 秦 其の富を資りて、用て天下を兼す。④ 漢祖之に階り、四海を奄有す。

『尚書』牧誓篇に、「王 商の郊たる牧野に朝至し、乃ち誓ふ。……及び庸・蜀・羌・髳・微・盧・彭・濮人よ、爾が戈を稱げ、爾が干を比べ、爾が矛を立てよ。予 其れ誓はんとす（王朝至于商郊牧野、乃誓。……及庸・蜀・羌・髳・微・盧・彭・濮人、稱爾戈、比爾干、立爾矛。予其誓）」とあるように、蜀が牧野の戦いに参加したことは『尚書』に明記されている。巴については、『華陽國志』巴志に次のように見える。

周の武王 紂を伐つや、實に① 巴・蜀の師を得たること、尚書に著らかなり。巴の師は勇銳にして、歌舞して以て殷人を凌ぎ、殷人 戈を倒にす。故に世々之を稱して曰く、「武王 紂を伐つや、前に歌ひ後に舞ふなり」と。……實民 多く水の左右に居り、天性 勁勇たり。初め漢の前鋒と爲り、陣を陥るれば、銳氣喜舞す。② 帝之を善して曰く、「此れ武王 紂を伐つるの歌なり」と。乃ち樂人をして之を習ひ學ばしむ。今の所謂る③ 巴渝舞なり。

牧野の戦いに参加したことが『尚書』に明記されるのは、(1)「巴・蜀」のうち蜀だけである。そこで、漢の高祖劉邦が、實民（板楯蠻）の(3)「巴渝舞」を(2)「此れ武王 紂を伐つるの歌」と言った、という現行の『後漢書』にも記

常璩『華陽國志』にみえる「統一への希求

載される伝説(29)を論拠に、巴もまた中国の統一に寄与した、と常璩は主張するのである。

これに対して、②「盟要の會」、すなわち齊の桓公・晉の文公が行った葵丘・踐土の盟のような、覇者が「尊王攘夷」を掲げて諸侯を集め、夷狄と戦う盟主となる「會盟」には巴・蜀は関わりなかつた、と常璩はいう。覇者は、「大一統」に反するためである。

その一方で、③「秦」は「其の富を資り」、④「漢」は「之に階り、四海を奄有」した、と『華陽國志』はいう。巴・蜀は、天下統一には、助力を借しまなかつたのである。ここに述べられることは、地方にあつても、そこで独立を図るのではなく、天下を統一することを尊重する「大一統（二統を大ぶ）」の思想である。

常璩は、前述のように、『華陽國志』が記述を終える東晉穆帝の永和三（三四七）年に、成漢を攻撃した東晉の桓温に降服すべきと主張している。偏覇たる成漢ではなく、晉による天下統一を尊重する、すなわち「大一統」は、常璩の行動基準でもあつた。したがって、華陽の独自の伝説を記録し、巴・蜀の重要性を強調しながらも、巴・蜀にのみ割拠した政権については、偏覇としてこれを批判するのである。その思想は何に基づくのであろうか。

蓋し① 帝王なる者は、天を統べ物を理め、必ず土中に居り、徳は命運に膺る。② 能に資り險を待みて、以て常を干し紀を亂す可きに非ず。名號を襲竊すと雖も、宗を絶ち祀を殄くすに終はる。何となれば、③ 天命は詐詭を以てして邀ふ可からず、神器は僥倖を以てして取る可からざればなり。……故に④ 公孫・劉氏は、以て前に敗れ、而して諸李 之を躡ぎ、後に覆亡す。天人の際、存亡の術は、以て⑤ 永鑿と爲す可きなり。運を干し曆を犯し、家を破り國を喪ふは、以て⑥ 京觀と爲す可きなり。今之を⑦ 國志に齊へ、一揆に貫ぎ、同に不臣なるを見ずは、狂狡を防ぎ、奸萌を杜ざして、以て⑧ 春秋の貶絶の道を崇び、而して⑨ 賢能を顯らかにして、治亂を著はし、亦た以て⑩ 獎勵を爲す所以なり。

帝王は、①「天を統べ物を理め」るものであるため、「土中に居」るものである。「土中」は、中国の中心で、後漢「儒教國家」の經義を定めた『白

虎通』によると、洛陽のことである。<sup>31)</sup> 後漢・西晉の都である。諸葛亮のような②「能」に依拠し、巴・蜀のような②「險」を頼んで「常を干」し「紀を亂」してはならない。偏覇は、正統ではないため滅亡していく。それは、③「天命」は、「詐詭」で迎えられず、「神器」(天子の地位)は「僥倖」で取れないことによる。④「公孫」述や蜀漢の「劉氏」、成漢の「諸李」が滅亡したのはそのためである。ここにも、天下統一を尊重する「大一統」の思想が明確に現れている。

そして、これら正統ではない政権を⑤「國志」に整える理由は、⑤「永鑿」「京觀」と成すべきことに求められる。それは、⑥「春秋の貶絶の道を崇ぶ」ことによる。すなわち、『春秋』に基づき「大一統」と「偏覇の貶絶」を後世に示すことが、『華陽國志』の執筆目的なのである。

ただし、それに⑦「賢能を顯らかにして」「獎勵を爲す」という目的が加えられていることも、『華陽國志』の特徴である。この点は、三で論ずることとしたい。

さらに、『華陽國志』は、「大一統」を夷狄に及ぼすべしと主張する。常璩は、南中志の「譟」(贊と同義、褒め称えるの意)で次のように述べている。

南域は邛・笮・五夷の表、不毛なる閩濮の郷に處り、固より<sup>32)</sup>九服の外なり。而るに能く土を開き郡を列し、爰に方州を建て、博南を踰え、蘭滄を越え、遠く西垂を撫す。<sup>32)</sup>漢武の跡、大業と謂ふ可し。

南中は、諸葛亮が南征のあとに支配した場所で、①「九服の外」、すなわち天下の外延にあった。もちろん「華陽」には属さない。それを最初に征服した者は、前漢の武帝である。常璩は、②武帝の南中征服を「大業」と位置づける。天下の外延に住む夷狄にまで王化を広げ、中國の統一を拡大していくことを尊重しているのだ。すなわち、「大一統」は、天下に留まるべきではなく、夷狄をもその王化の下に置くべき思想である。諸葛亮が遠征した南中では、次のように蜀漢の王権が批判されていたという。

從事たる蜀郡の常頡、部を行きて南に入る。都護たる李嚴の書を以て(雍)閬を曉諭す。閬答へて曰く、「愚聞くならず、「天に二日無く、土に二王無し」と。今天下派分し、正朔に三有り、遠人惶惑して、

歸する所を知らず」と。其の傲慢たること此の如し。<sup>33)</sup>

蜀漢に対して反乱を起こした雍閬が「天に二日無く、土に二王無し」と言い放ったことは、『三國志』呂凱傳にも記される。<sup>34)</sup> その典拠は『禮記』曾子問篇であるが、それを明確に「大一統」と結びつけたものは、王莽である。

①天に二日無く、土に二王無きは、百王不易の道なり。漢氏の諸侯或いは王と稱し、四夷も亦た之の如きに至るは、古典に違ひ、②「一統に繆る。其れ諸侯王の號は皆公と稱し、及び③四夷の僭號して王と稱する者は皆更めて侯と爲すを定めん」と。<sup>35)</sup>

『禮記』曾子問篇に、①孔子曰く、「天に二日無く、土に二王無し」と(孔子曰、天無二日、土無二王)とあり、『春秋公羊傳』隱公元年に、②「何ぞ王の正月を言ふや。一統を大べばなり(何言乎王正月。大一統也)」とあるように、王莽は今文系の經典を結合して③「四夷」にまで「大一統」を広げる論拠とした。

今文系の蜀學を修める常璩は、こうした經典解釈を踏まえながらも、雍閬が「天に二日無く、土に二王無し」を典拠に「歸する所を知らず」と嘯くことを「傲慢」と厳しく批判する。それは、雍閬の発言が、孟獲に「夷の叟」を煽動させて、蜀漢に反乱を起こした際のものでもあることによる。「中華」の大一統に含まれるべき夷狄が、「大一統」を欠く中華を批判することは、許し難いことであった。

したがって、王化による「大一統」を目指した諸葛亮の南征は、高く評価される。

夏五月、亮瀘を渡り、進みて益州を征す。孟獲を生虜して、軍中に置き、問ひて曰く、「我が軍は如何」と。獲對へて曰く、「恨むらくは相知らず、公勝ち易きのみ」と。亮以へらく、方に務めは北に在り。而るに南中は叛亂を好まば、宜しく其の詐を窮むべしと。乃ち獲を赦し、還らしめ、軍を合はせて更に戦ふ。凡そ<sup>36)</sup>七たび虜とし七たび赦す。獲ら心服し、夷・漢も亦た善に反らんことを思ふ。亮復た獲に問ふ。獲對へて曰く、「明公は天威なり。<sup>37)</sup>邊民長へに惡を爲さず」と。秋、遂に四郡を平らぐ。

諸葛亮に①「七虜七赦」された孟獲は、王化に心服する。その結果、②「邊民長へに悪を爲さず」と孟獲は述べたという。しかし、『三國志』蜀書に散見されるように、南蠻の反乱はこの後も繰り返される。したがって、ここには、桓温の巴蜀討伐により、王化に服し得た「華陽」の心象が反映されていると考えてよい。

『華陽國志』は、このように異民族を含めた「大一統」を強く主張する。そこには、蜀學の伝統に加えて、五胡・十六國の成漢を東晉に降伏させた常璩の政治的立場が明確に反映している。五胡の偏覇は、東晉の「大一統」に従うべきなのである。それでは、『華陽國志』は、蜀學と政治的立場のみから「大一統」を主張しただけなのであろうか。

### 三、上計から郡望表へ

『華陽國志』の執筆意図について、常璩は次のようにも述べている。

時に於て漢・晉方に隆んにして、官司星のごとく列し、<sup>①</sup>提封せし圖簿は、歳ごとに司空に集まる。故に人君・學士は、高堂に蔭はれ、帷幕を翳はるるも、物土を綜ぶるに足り、必ずしも本紀を待たず。……益々遐棄せられ、城陣<sup>②</sup>こゆる靡きを懼る。迺ち諸々の舊紀、先宿の所傳、並びに南裔志を考へ、<sup>③</sup>驗するに漢書を以てし、其の近き是、及び自ら聞く所を取りて、以て篇を著す。<sup>④</sup>

①「提封」は、本来は土地の広さを提出することであるが、ここでは、「圖」(土地)だけではなく「籍」(戸口)も提出する意味で用いられている。その提出先である「司空」は、漢では三公の一つで、全土の地図を管理し、治水や宮城の造営などの工事計画立案を職掌とした。漢は、毎年郡國から上計掾を都に呼びよせ、上計と呼ばれる会計報告をさせていたが、これは単なる一年間の会計・政務報告と貢献物の上納に止まらず、地方の民情を尋ね、中央政府と地方郡國との間の貢納・従属関係、さらには中華・夷狄関係の更新を含むものであった。<sup>④</sup>漢・晉の際には、上計の制が機能しており、華陽の状況を書籍で伝える必要はなかった、というのである。

ところが、華陽に独立政権が成立している間は、正統な国家に対して②「聞

こゆる靡き」状況になっていたので、③『漢書』で点検をしながら、地域のことを伝えようとした、と常璩は述べる。ここでの『漢書』は、先に掲げたように『漢書』地理志を指す。たとえば、蜀郡について、『漢書』地理志は、次のように記述している。

蜀郡、秦置く。小江八有り、并はせて千九百八十里を行く。禹貢に桓水蜀山より出て西南し、羌中を行きて、南海に入るとす。莽は導江と曰ふ。益州に属す。戸は二十六萬八千二百七十九、口は百二十四萬五千九百二十九あり。縣は十五。成都、戸は七万六千二百五十六。工官有り。郫、禹貢に江沱西に在り、東して大江に入るとす。……臨邛、僕千水東して武陽に至り江に入る。郡を過ぐるごとく、行くこと五百一十里なり。鐵官・鹽官有り。莽は監邛と曰ふ。<sup>④</sup>

『漢書』地理志上は、郡については、郡名と設置された時期、戸口数に加えて、班固の自注により、距離・水路・州への所属などを記す。縣についても、自注により戸数・水路・距離・鹽鐵官の設置などを記している。これに加えて、『漢書』は、地理志下では、郡の特徴や沿革、歴代の太守などを次のように述べている。

巴・蜀・廣漢は本南夷、秦并はせて以て郡と爲す。土地肥美にして、江水・沃野有り、山林・竹木・疏食・果實の饒あり。……景・武の間、文翁蜀守と爲り、民に讀書・法令を教ふるも、未だ能く篤く道徳を信ぜず、反りて文を好み刺譏し、權勢を貴慕するを以てす。<sup>④</sup>

『漢書』地理志の下巻は、本来は南夷の地であった巴・蜀、そして廣漢が、前漢中期の蜀守である文翁から始まる教化により、次第に文化を受容していく状況を記している。このように、『漢書』地理志は、上巻において上計に基づき人口や資源の有無を記すと共に、下巻において地域の歴史を描くという特徴を持つ。

『華陽國志』巻一から巻四は、すでに検討したように、『漢書』が南夷と打ち捨てる巴・蜀の歴史を「三皇」にまで遡り、しかも中原の統一に大きな役割を果たしたことを記している。それに加えて、巻一から巻四の後半部分において、『漢書』地理志の上巻にあたる戸口数や水路・橋など地域を描き、また下巻にあたる歴代太守の政治を記す部分を持つ。『漢書』と同じく、『華

『華陽國志』の蜀郡を掲げよう。

蜀郡、州治なり。屬縣は五。戸は、漢は廿七萬、晉は六萬五千なり。洛を去ること三千一百二十里なり。東は廣漢に接し、北は汶山に接し、西は漢嘉に接し、南は犍爲に接す。州治は西城、郡治は少城なり。西南の兩江に七橋有り。……始めて文翁文學の精舎・講堂を立て、石室を作るは、城南に在り。……其の太守の徳を著らかにし績を垂るる者は、前漢に聞くこと莫し。建武より以來、第五倫・廉范叔度有り、特に惠愛を垂る。……成都縣。郡治なり。十二郷、五部尉有り。漢は戸七萬、晉は三萬七千。難治と名づく。順帝の時、廣漢の馮顛令と爲る。……四姓に、柳・杜・張・趙・郭・楊氏有り。豪富は、先に羅哀・郗公有り、後に郭子平有り。奢豪は、楊伯侯兄弟あり。<sup>43</sup>

『華陽國志』は、蜀郡・成都縣ともに漢と晉の戸数を分けて記載する。上計が漢の途中から晉まで途絶えていたと考えるためである。戸だけで口を記せないことは、戸調式に表れるように、口ではなく戸を單位に支配せざるを得なかった晉の國家權力の減退を示す。境域や橋などの記載の後、文翁以下の郡守、成都縣であれば馮顛以下の縣令の事績を掲げること、は、『漢書』地理志と同様である。そうした中で、『華陽國志』の最大の特徴として注目すべきは、「四姓」として「柳・杜・張・趙・郭・楊」氏の名を挙げることであるが、これについては、後述しよう。

さらに『華陽國志』は、『漢書』地理志ではなく、譙周『巴蜀耆舊傳』、陳壽『益部耆舊傳』などを継承して、華陽の人物伝を卷十・卷十一に掲げる。たとえば、蜀郡の何宗は、『三國志』が引用する楊戲の「季漢輔臣贊」への陳壽の自注に次のように見える。

何彦英 名は宗、蜀郡郫の人なり。廣漢の任安に事へ、學びて安の術を精究す。<sup>①</sup>杜瓊と師を同じくするも而も名問之に過ぐ。劉璋の時、犍爲太守と爲る。先主益州を定め、牧を領するや、辟して從事祭酒と爲す。後に圖讖を援引し、先主に勸めて尊號に即かしむ。踐阼の後、遷りて大鴻臚と爲る。建興中に卒す。<sup>②</sup>其の行事を失ふ、故に傳を爲らず。<sup>④</sup>

何宗は、劉備を天子に勸進する文の中に、議曹從事の杜瓊より先に名が挙

がつており、『三國志』卷三十一先主傳)、<sup>①</sup>杜瓊よりも名声が高かったことを窺い得る。しかし、すでに述べたように、「蜀學」は杜瓊から高玩へ、蜀學は(杜瓊・秦宓から譙周へと継承されたためか、<sup>②</sup>「其の行事」は失われ、陳壽は『三國志』に專傳を立てていない。これに対して、『華陽國志』は、何宗を次のように伝えている。

<sup>①</sup>劉主 割據し、我が英俊を資ふ。鴻臚淵通し、道に與ひ運を推る。何宗、字は彦英、郫縣の人なり。<sup>②</sup>經緯・天官・推歩・圖讖に通ず。劉備漢の九世の運に應ずるを知り、先主を讃立す。大鴻臚と爲る。<sup>③</sup>方に公輔を授けられんとし、會々卒す。<sup>④</sup>

『華陽國志』の人物傳は、<sup>①</sup>のような贊が冒頭に掲げられる。内容的には、陳壽の自注に比べて<sup>②</sup>「蜀學」の内容が増やされている程度で、師の譙周『巴蜀耆舊傳』を受けて『益部耆舊傳』を編纂した陳壽の自注に比べて新しきはない。逆にこれらが種本であることを窺い得る。注目すべきは、ありもしない<sup>③</sup>「方に公輔を授けられんとし」た、との記述である。蜀漢では、三公は形骸化しており、草創期に許靖が司徒となった以外、三公への就官者は候補すらいない。<sup>④</sup>「蜀學」の先達を大きく見せようとする常據の努力をここに見ることができるのである。

それは、地域の代表的な士人を挙げることは、「貢士」という國家に対する重要な貢獻であることによる。漢代の上計では、地域の民情の報告だけではなく、多くの人材、あるいは上計吏その人を「貢士」として中央に報告することも行われていた。

このように、『華陽國志』の執筆目的の中には、漢代の上計、すなわち地域の民情・貢士などを報告することにもあった。それは、晉による「大一統」後の官途に備えるものであった。そのことを明確に示すものが、成都縣について掲げた、「四姓」の記載である。

『華陽國志』は、巴志と蜀志については多くの縣に「大姓」を掲げる。これに対して、漢中志は梓潼郡・漢中郡の屬縣には「大姓」が見られるもの。他の郡にはなく、南中志は、縣は二姓でだけで後に郡ごとに「大姓」を挙げた。漢中・南中は、もともと異民族が多く居住する地域であり、「大姓」と

呼ばれる豪族の発達が遅れていたと考えてよい。

また、『華陽國志』の表現には、「大姓」のほか「四姓」、「甲族」、「甲姓」、「冠蓋」・「冠冕大姓」などの違いがある。「大姓」は、豪族という意味で『漢書』から用いられているが、「四姓」は、『史記』・『漢書』に見られないことはもとより、『後漢書』でも「外戚四姓」のことを指す。『三國志』には「天水四姓」「吳四姓」の用例があるので、後漢末・三國時代より郡あるいは縣を代表する豪族を「四姓」と呼ぶことが始まったと考えられる。『華陽國志』には、「大姓」と「四姓」の違いについて、次のような記述がある。

廣漢縣……蜀の時、彭萊俊才有り。晉の世、段容令德を號せらる、故に二姓 甲族と爲るなり。德陽縣……康・古・袁氏を四姓と爲す、大族の甲なる者なり。<sup>47)</sup>

「四姓」とは、「大族」（大姓）の「甲」なるものである。それは、彭萊と段容がそれぞれ蜀漢と晉で名を挙げたことで「甲族」となったように、国家の官僚としての活躍により他の「大姓」より抜きん出た地位を認められる一族となったことを示す。ちなみに「甲族」という言葉は、初出は『三國志』の裴松之注で、「馮翊の甲族」として桓・田・吉・郭が掲げられている（『三國志』卷二十三 裴潛傳注）。また、「冠蓋」は、『後漢書』から冠と傘の意味ではなく、地域を代表する豪族との意味が見え、『三國志』には、「袁紹公孫瓚を界橋に逆ふるに、鉅鹿太守の李邵及び郡の冠蓋、瓚の兵彊きを以て、皆瓚に屬せんと欲す（袁紹逆公孫瓚于界橋、鉅鹿太守李邵及郡冠蓋、以瓚兵彊、皆欲屬瓚）」（『三國志』卷十四 董昭傳）のような、郡を代表する豪族としての事例がある。そのほか、裴松之注に引かれる韋昭の『吳書』に、「諸葛一門 三方に冠蓋と爲り、天下之を榮とす（諸葛一門 三方爲冠蓋、天下榮之）」とある。「冠蓋」もまた「大姓」よりも抜きん出た地位を持つ一族と考えてよい。

唐を代表する姓氏書である『元和姓纂』には、唐の皇帝が編纂させた『貞觀氏族志』などにより定められた、郡望の単位となった郡名だけではなく、しばしば縣名までが姓氏に表記される。『華陽國志』の「大姓」と同様な「縣」を単位とする名残があるのである。もちろん、池田温が指摘するように、『華陽國志』は「三張」「五季」「七楊」というように、一縣内の同姓でもいくつ

常璩『華陽國志』にみえる「統一統への希求

かの支派を数えるなどが異なり、唐以降の「郡望表」と直接つながるわけではない。それでも、『華陽國志』の「大姓」を「郡望表」の先駆と考えることは許されよう。これは、新たに華陽を支配下に置いた晉が、統治を行う際の基本資料を提供するものである。それと同時に、華陽の人士の晉での登用を求めるものでもあった。しかし、『華陽國志』の試みは空しく、「蜀姓」は差別され、八世紀の郡望表には巴蜀の姓は、ほぼ掲載されていない。

それでは、『華陽國志』は、なぜ蜀學に基づく「大一統」の主張だけではなく、郡望表の先駆となる地理志と人物伝を付けているのであろうか。『華陽國志』序が「書契」の「五善」という型で、書籍全般の重要性を述べるところを掲げよう。ここには、華陽が新たに東晉の一部になることに備えて、「賢能」を挙げることの理由も示されている。

夫れ書契に五善有り。道義に達し、法戒を章らかにし、古今に通じ、功勳を表して、而る後に賢能を旌す。<sup>50)</sup>

『華陽國志』の人物伝は、「賢能」を宣揚するために著されたのである。この「五善」は、後漢末の荀悅『漢紀』の「五志」を引用している。常璩が荀悅の「五志」を引用するのは、「賢能」を宣揚することの根拠づけのためだけなのであろうか。

（獻帝典籍を好み、常に班固の漢書は文繁にして省にし難きを以て、乃ち悦をして①左氏傳の體に依りて以て漢紀三十篇を爲らしめ、尙書に詔して筆札を給せしむ。……其れ之に序して曰く、「……②夫れ典を立つるには五志有り。一に曰く道義に達し、二に曰く法式を章らかにし、三に曰く古今に通じ、四に曰く功勳を著らかにし、五に曰く賢能を表す」と。是に於て天人の際、事物の直しき、粲然顯著として、備はらざるは罔し。……③漢は四百有六載、亂を撥め正しきに反し、武を統べ文を興し、永く祖宗の洪業を惟ひ、光く萬嗣を啟かんことを思ふ。聖上穆然として、惟れ文をば之恤み、前を瞻て後を顧み、是れ紹ぎ是れ繼ぎ、大猷を闡崇し、國典を命立せしむ」と。<sup>51)</sup>

①荀悅の『漢紀』は、『尙書』を規範として編纂された『漢書』を①『春秋左氏傳』の体裁に基づき編年體として纏め直させたものであった。その目

的として語られるものが、②「五志」である。道義に通達し、法典を明らかにし、古今に通曉し、功勳を顕著にし、賢者を表彰することで、荀悦は獻帝に③「亂を撥め正しきに反か（撥亂反正）」、具体的には漢の「大一統」を回復できるとした。「撥亂反正」は、『春秋公羊傳』哀公十四年の「西狩獲麟」を典拠とし、漢の高祖劉邦の功績を称えた群臣の言葉と同一である。<sup>53)</sup>『春秋公羊傳』は「大一統」の典拠である。

常璩は、巴・蜀という地域が秦・漢の「大一統」に大きな役割を果たしたことを確認し、晉の「大一統」に資するため『華陽國志』を著した。その執筆目的を明確に示すためにも、序志に荀悦の「五志」を引用して、自らの志を示したのである。

戦乱の時代、魯という「地方の国」の歴史を描きながら、「大一統」への主張を盛り込んだものが『春秋』である。『華陽國志』は、『春秋』を規範に巴蜀地方の国家の歴史と人材を記しながら、「大一統」を主張することで、巴蜀という地域の編入を契機とする東晉の「大一統」を希求したのである。

## おわりに

常璩の『華陽國志』は、經書や史書には掲載されていなかった華陽の独自性を記す一方で、華陽の編入を契機に「大一統」が果たされるべきことを主張した。そこには、蜀學の伝統に加えて、成漢を降伏させた東晉、具体的には桓温の正統化が含まれていた。『華陽國志』が、「華陽」という「地方の国」の歴史を描きながら、晉による「大同」の正しさと、公孫述や蜀漢政權など「華陽」を拠点とした偏覇の不当を描き出した論拠は、春秋公羊學が主張する「大一統」に置かれた。もちろん、『華陽國志』は、「華陽」という地域の民情・貢士など後の地方誌の要素を含む。地理志と人物伝のうち、縣ごとに記した「大姓」の列挙は、唐以降の「郡望表」の先駆となっている。しかし、それも晉による「大一統」後の官途に備えるためのものである。常璩は、魯という「地方の国」の歴史を描きながら、「大一統」への主張を盛り込んだ『春秋』に倣って、巴・蜀という地域が秦・漢の「大一統」に大きな役割を果たしたことを確認しながら、晉の「大一統」に資するために『華陽國志』

を著したのである。

蜀漢を偏覇に止めてまでも、東晉の正統性を描いた常璩の『華陽國志』に對して、同じく東晉に生き、桓温とも関わりを持った習鑿齒は、『漢晉春秋』で西晉の正統を蜀漢からの継承に求めている。その理由については、稿を改めて論ずることにしたい。

## 注

- (1) 『華陽國志』の内容については、劉重來・徐適端（主編）『華陽國志』研究（巴蜀書社、二〇〇八年）により、総合的に把握できる。
- (2) 『晉書』卷一百二十一 李勢載記に、「李）勢の衆 惶懼し、復た志を固くすること無し。其中書監たる王嘏・散騎常侍たる常璩ら、勢に降らんことを勸む（李）勢衆惶懼、無復固志。其中書監王嘏・散騎常侍常璩等、勸勢降」とある。
- (3) 『晉書』卷九十八 桓温傳に、「桓）温 蜀に停まること三旬、賢を挙げ善を旌す。偽尚書僕射の王誓・中書監の王瑜・鎮東將軍の鄧定・散騎常侍の常璩ら、皆蜀の良なり。竝びに以て參軍と爲す。百姓咸悦ぶ（桓）温停蜀三旬、擧賢旌善。偽尚書僕射王誓・中書監王瑜・鎮東將軍鄧定・散騎常侍常璩等、皆蜀之良也。竝以爲參軍。百姓咸悦」とある。
- (4) なお、卷八 大同志は、太康元（二八〇）年の孫吳平定過程と、元康六（二九六）年以後の李特らを盟主とした多数の流民流入に伴う混乱状況を中心としながらも、蜀漢滅亡の翌年にあたる曹魏の咸熙元（二六四）年から西晉愍帝の建興元（三二三）年に至る益州の政治的動向を述べている。これは、「大同」という名が示す通り、統一国家の一部としての記録である。
- (5) 劉琳「華陽國志 簡論」（『四川大學學報』哲社版一九七九—二、一九七九年）、「華陽國志」（『文史知識』一九八二—七、一九八二年）。劉琳（校注）『華陽國志校注』（巴蜀書社、一九八四年）は、任乃強（校注）『華陽國志校補附注』（上海古籍出版社、一九八七年）と共に、『華陽國志』読解の必読書である。
- (6) 『華陽國志』が地方誌であることは、劉琳のほか、張舜徽『中國文獻學』（中州書畫社、一九八二年）、卜艷軍・李新偉『華陽國志』淺論（『中國地方志』二〇〇三—一、二〇〇三年）、邢培順「論『華陽國志』在地志發展史上的地位」（『巢湖學院學報』一三六、二〇一六年）なども主張している。
- (7) 『華陽國志』に大一統思想が見られることは、劉琳のほか、陳曉華・劉重來「一部宣揚大一統思想的方志史志——評『華陽國志』」（『中國圖書評論』二〇〇一—二、二〇〇一年）、杜治文「華陽國志」的史學思想（『陝西師範大學學報』哲社版三七專輯号、二〇〇八年）なども主張している。
- (8) 中林史朗「華陽國志」に関する諸問題（『大東文化大學人文科學研究所報』二、

一九九五年)。中林史朗『華陽國志』(明德出版社、一九九五年)は、卷一から卷四の抄訳、下見隆雄『華陽國志』列女伝記』(明德出版社、二〇〇九年)は、女性の伝記の抄訳である。また、船木勝馬・谷口房男(他)『華陽國志訳注稿(1)』(14)、『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報』一九七四年〜七八年、一七、二一、二三、二四、二六、二七、二九、三一、三三、一九七四年〜一九九九年)は、『華陽國志』を全訳した労作である。

(9) このほか、『華陽國志』の成立については、狩野直禎「華陽國志の成立を廻って」(『聖心女子大学論叢』二二、一九六三年)、版本については、久村因「華陽國志の版本について」(『名古屋大学教養部紀要』人文科学・社会科学一七、一九七三年)、谷口房男「台北・故宮博物院所蔵の日本鈔本『華陽國志』について」(『東洋大学東洋史研究報告』一、一九八二年)があり、中国における『華陽國志』研究は、張勇「常璩『華陽國志』研究概述」(『中国地方誌』二〇一六―四、二〇一六年)に整理されている。

(10) 「蜀學」については、吉川忠夫「蜀における讖緯の学の伝統」(『讖緯思想の総合的研究』国書刊行会、一九八四年)、吳佑和「譙周和他在史学上の貢獻」(『歴史文献研究』五、一九九四年)、王定璋「譙周与陳寿」(『蜀學』一、二〇〇六年)などを参照。

(11) 『四庫全書總目提要』卷六十六「華陽國志」に、「晉書(李)勢に勸めて桓温に降らず者を載すれば、即ち(常)璩は蓋し亦た譙周の流ならん(晉書載勸(李)勢降桓温者、即(常)璩蓋亦譙周之流也)」とある。

(12) 渡邊義浩「古史考」と「帝王世紀」——儒教に即した上古史と生成論——(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』六三、二〇一八年)を参照。

(13) ①司馬相如・②嚴君平・③楊子雲・④陽成子玄・⑤鄭伯邑・⑥尹彭城・⑦譙常侍・⑧任給事等、各集傳記、以作本紀、略舉其隅。其次聖・稱賢・仁人・志士、言爲世範、行爲表則者、名注史錄。而陳君承祚、別爲耆舊、始漢及魏。煥乎可觀(『華陽國志』卷十二序志)。

(14) 昔在唐堯、①洪水滔天、鯀功無成、聖禹嗣興、導江疏河、百川鑄脩、封殖天下。因②古九圍、以③置九州。仰稟④參・伐、俯環⑤華陽、黑水・江・漢爲梁州。⑥厥土青黎、厥田惟下上、厥賦惟下中、厥貢珍・鐵・銀・鏤・磬・磬・熊・羆・狐・狸・織皮。⑦於是四隩既宅、九州攸同、六府孔脩、庶土交正、(底畜)(底慎)財賦、成貢中國。蓋⑧時雍之化、⑨東被西漸矣(『華陽國志』卷一「巴志」)。なお、『華陽國志』は、題襟館本(早稲田大学図書館蔵)を底本とした。任乃強(校注)『華陽國志校補注』(前掲)により文字を改めた場合は、( )内に題襟館本の文字、( )により改めた文字を示した。

(15) 『華陽國志』と『史記』の記事の継承関係については、趙毅「論《史記》与《華陽國志》的關係」(『華陽國志』研究「前掲」)を参照。

(16) 洛書曰、人皇始出、繼地皇之後、兄弟九人、分理九州、爲九圍。人皇居中州、制

八輔。華陽之壤、梁岷之域、是其一圍、圍中之國、則巴・蜀矣(『華陽國志』卷一「巴志」)。

(17) 周失紀綱、蜀先稱王。有蜀侯蠶叢、①其目縱。始稱王。死作石椁・石槨。國人從之。故俗以石椁槨、爲縱目人家也。……七國稱王、杜宇稱帝。號曰望帝、更名蒲卑。……其相開明、決玉壘山、以除水害。帝遂委以政事、法堯・舜禪授之義、禪位於開明(『華陽國志』卷二「蜀志」)。

(18) 三星堆遺跡からの発掘物である縦目の仮面と『華陽國志』との関係については、劉固盛「『華陽國志』的史料價值」(『史学史研究』一九九七―二、一九九七年)を参照。

(19) 魏晉革命の正統性については、渡邊義浩「西晉における『儒教国家』の形成」(『大東文化大学漢学会誌』四七、二〇〇八年)、『西晉「儒教国家」と貴族制』汲古書院、二〇一〇年に所収)を参照。

(20) 『太平御覽』卷一百六十六「州郡」に、「揚雄の蜀王本紀に曰く、「蜀の先に王を稱する者に蠶叢有り。……王有り杜宇と曰ふ、……乃ち自立して蜀王と爲り、號して望帝と曰ひ、居を郫邑に移す」と(揚雄蜀王本紀曰、蜀之先稱王者有蠶叢。……有王曰杜宇、……乃自立爲蜀王、號曰望帝、移居郫邑)とある。

(21) 有竹王者、興於遂水。「先是、有一女子、浣於水濱。有三節大竹、流入女子足間。推之不肯去、聞有兒聲。取持歸、破之、得一男兒、(養之)。長(養)有才武、遂雄夷(狄)(濮)。氏以竹爲姓(『華陽國志』卷四「南中志」)。

(22) 竹王伝説は、『太平御覽』卷一百六十六「州郡」に、「蜀記に曰く、「昔女人有り溪に沙を流ふ。大竹の水に流るる有りて、而して之に觸れるに、因りて孕む有り、後に一子を生む。自ら立ちて王と爲る。因りて竹を以て姓と爲す。……」と(蜀記曰、昔有女人於溪流沙。有大竹流水、而觸之、因有孕、後生一子。自立爲王。因以竹爲姓。……)とある。譙周の「蜀記(蜀本紀)」では、竹王伝説は、竹に感じて帝王を孕む、感生帝説であったことを理解できる。緯書に基づく感生帝説が、鄭玄の六天説を支えたことは、渡邊義浩「鄭玄の感生帝説と六天説」(『兩漢における詩と三傳』汲古書院、二〇〇七年)、『後漢における「儒教国家」の成立』汲古書院、二〇〇九年に所収)を参照。

(23) 及禹治水命州、巴・蜀以屬梁州。禹娶於①塗山、辛・壬・癸・甲而去。②生子啟、呱呱啼、不及視。三過其門而不入室、務在救時。③今江州塗山是也。帝禹之廟銘存焉。禹會諸侯於會稽、執玉帛者萬國、巴・蜀往焉(『華陽國志』卷一「巴志」)。

(24) 「春秋左氏傳」哀公七年に、「禹會諸侯于塗山」とあり、杜預の注に、「塗山は、壽春縣の東北に在り(塗山、在壽春縣東北)」とある。

(25) 『漢書』卷八上「地理志」に、「九江郡……縣十五……當塗」とあり、顏師古注に「應劭曰く、「禹の塗山に娶る所、侯國なり。禹虛有り」と(應劭曰、禹所娶塗山、侯國。有禹虛)とある。『史記』卷二「夏本紀」に、「禹曰、豫娶塗山」とあり、集解に、「孔安國曰く、「塗山は、國の名なり」と。……皇甫謐云ふ、「今九江の塗山に、

- 禹廟有り」と(孔安國曰、塗山、國名。……皇甫謐云、今九江塗山、有禹廟)とある。
- (26) 蜀之爲國、肇於<sup>①</sup>人皇、與巴同圍。至黃帝、爲其子昌意、<sup>②</sup>娶蜀山氏之女、生子高陽。是爲帝嚳。封其支庶於蜀、世爲侯伯。……地稱<sup>③</sup>天府、原曰華陽。……<sup>④</sup>河圖括地象曰、岷山之精、上爲井絡、帝以會昌、神以建福。<sup>⑤</sup>夏書曰、岷山導江、東別爲沱(『華陽國志』卷三・蜀志)。
- (27) 雖<sup>①</sup>與牧野之師、<sup>②</sup>希同盟要之會。而<sup>③</sup>秦資其富、用兼天下。<sup>④</sup>漢祖階之、奄有四海(『華陽國志』卷十二序志)。
- (28) 周武王伐紂、實得<sup>①</sup>巴・蜀之師、著乎尚書。巴師勇銳、歌舞以凌殷人、(前徒)殷人倒戈。故世稱之曰、武王伐紂、前歌後舞也。……實民多居水左右、天性勁勇。初爲漢前鋒、陷陣、銳氣喜舞。<sup>②</sup>帝善之曰、此武王伐紂之歌也。乃令樂人習學之。今所謂<sup>③</sup>巴渝舞也(『華陽國志』卷一・巴志)。
- (29) 『後漢書』列傳七十六・西南夷傳に、「世々號して板楯蠻夷と爲す。閩中に渝水有りて、其の人は多く水の左右に居る。天性勁勇なり。初め漢の前鋒と爲り、數々陳を陷す。俗は歌舞を喜む。高祖之を觀て曰く、「此れ武王の紂を伐つたの歌なり」と(世號爲板楯蠻夷。閩中有渝水、其人多居水左右。天性勁勇。初爲漢前鋒、數陷陳。俗喜歌舞。高祖觀之曰、此武王伐紂之歌也)とある。
- (30) 蓋<sup>①</sup>帝王者、統天理物、必居土中、德膺命運。<sup>②</sup>非可資能恃險、以干常亂紀。雖饕竊名號、終於絕宗殄祀。何者、<sup>③</sup>天命不可以詐詭而邀、神器不可以僥倖而取也。……故<sup>④</sup>公孫・劉氏、以敗於前、而諸李踵之、覆亡於後。天人之際、存亡之術、可以爲永鑒也。干運犯(歷)〔曆〕、破家喪國、可以爲<sup>⑤</sup>京觀也。今齊之國志、貫於一揆、同見不臣、所以防狂狡、杜奸萌、以<sup>⑥</sup>崇春秋貶絕之道也、而<sup>⑦</sup>顯賢能、著治亂、亦以<sup>⑧</sup>爲獎勵也(『華陽國志』卷十二序志)。
- (31) 渡邊義浩「規範としての『古典中國』」(『日本儒教学會報』一、二〇一七年)を参照。
- (32) 南域處邛・窄・五夷之表、不毛閩濮之鄉、固<sup>①</sup>九服之外也。而能開土列郡、爰建方州、踰博南、越蘭滄、遠撫西垂。<sup>②</sup>漢武之跡、可謂大業(『華陽國志』卷四・南中志)。
- (33) 從事蜀郡常頌、行部南入。以都護李嚴書曉諭閩。閩答曰、愚聞、天無二日、土無二王。今天下派分、正朔有三、遠人惶惑、不知所歸。其傲慢如此(『華陽國志』卷四・南中志)。
- (34) 『三國志』卷四十三・李恢傳附呂凱傳に、「都護の李嚴、(雍)閩に書六紙を與へ、利害を解諭す。閩但だ一紙に答へて曰く、「蓋し聞くなり、天に二日無く、土に二王無し」と。今天下鼎立して、正朔三有り。是を以て遠人惶惑し、歸する所を知らざるなり」と。其の桀慢たること此の如し(都護李嚴、與(雍)閩書六紙、解諭利害。閩但答一紙曰、蓋聞、天無二日、土無二王。今天下鼎立、正朔有三、是以遠人惶惑、不知所歸。其桀慢如此)とある。
- (35) <sup>①</sup>天無一日、土無二王、百王不易之道也。漢氏諸侯或稱王、至于四夷亦如之、違

於古典、<sup>②</sup>繆於一統。其定諸侯王之號皆稱公、及<sup>③</sup>四夷僭號稱王者皆更爲侯(『漢書』卷九十九中・王莽傳中)。

- (36) 『華陽國志』卷四・南中志に、「閩・建寧の孟獲をして夷の叟に説かして曰く、「官は烏狗三百頭、膺の前盡く黒き蠭腦三斗、斷木の三丈を構へる者三千枚を得んと欲す。汝能く得るや不や」と。夷以て然りと爲し、皆閩に従ふ(閩使建寧孟獲説夷叟曰、官欲得烏狗三百頭、膺前盡黒蠭腦三斗、斷木構三丈者三千枚。汝能得不夷以爲然、皆從閩)とある。これは『三國志』呂凱傳にはなく、『華陽國志』が加えた部分となる。

- (37) 夏五月、亮渡瀘、進征益州。生虜孟獲、置軍中、問曰、我軍如何。獲對曰、恨不相知、公易勝耳。亮以、方務在北。而南中好叛亂、宜窮其詐。乃赦獲、使還、合軍更戰。凡<sup>①</sup>七虜七赦。獲等心服、夷・漢亦思反善。亮復問獲、獲對曰、明公天威也。<sup>②</sup>邊民長不爲強矣。秋、遂平四郡(『華陽國志』卷四・南中志)。

- (38) 於時漢・晉方隆、官司星列、<sup>①</sup>提封圖簿、歲集司空。故人君・學士、蔭高堂、翳帷幕、足絳物土、不必待本紀矣。……懼益遐棄、城陣<sup>②</sup>靡聞。迺考諸舊紀、先宿所傳、并南裔志、<sup>③</sup>驗以漢書、取其近是、及自所聞、以著於篇(『華陽國志』卷十二序志)。
- (39) 『漢書』卷二十八下・地理志下に、「提封田一萬萬四千五百一十三萬六千四百五頃」とあり、顏師古注に、「提封なる者は、大いに其の封疆を擧ぐるなり(提封者、大擧其封疆也)」とある。

- (40) 鎌田重雄「郡国の上計」(『史潮』一二・三・四、一九四三年)、『秦漢政治制度の研究』日本學術振興會、一九六二年に所収)を参照。

- (41) 蜀郡、秦置。有小江(入)〔八〕、并行千九百八十里。禹貢桓水出蜀山西南、行羌中、入南海。莽曰導江。屬益州。戶二十六萬八千二百七十九、口百二十四萬五千九百二十九。縣十五。成都、戶七萬六千二百五十六。有工官。郫、禹貢江沱在西、東入大江。……臨邛、僕千水東至武陽入江。過郡二、行五百一十里。有鐵官・鹽官。莽曰監江(『漢書』卷二十八上・地理志上)。小字は、班固の自注である。なお王先謙『漢書補注』に引く王念孫説により、「入」を「八」に改めた。

- (42) 巴・蜀・廣漢本南夷、秦并以爲郡。土地肥美、有江水・沃野、山林・竹木・疏食・果實之饒。……景・武間、文翁爲蜀守、教民讀書・法令、未能篤信道德、反以好文刺譏、貴慕權勢。及司馬相如游宦京師諸侯、以文辭顯於世、鄉黨慕循其迹。……(『漢書』卷二十八下・地理志下)。

- (43) 蜀郡 州治。屬縣五。戶、漢廿七萬、晉六萬五千。去洛三千一百二十里。東接廣漢、北接汶山、西接漢嘉、(南接)犍爲。州治(太)〔大〕城、郡治少城。西南兩江有七橋。……始文翁立文學精舍・講堂、作石室、在城南。……其太守著德垂績者、前漢莫聞。建武以來、有(弟)〔第〕五倫・廉范叔度、特垂惠愛。……成都縣。郡治。有十二鄉、五部尉。漢戶七萬、晉三萬七千。名難治。(順帝)時、廣漢馮顯爲令。……(大)〔四〕姓、有柳・杜・張・趙・郭・楊氏。(豪)富、先有(程鄭)(羅裒)……(郫)公、後有郭子平。奢豪、楊伯侯兄弟(『華陽國志』卷三・蜀志)。

- (44) 何彦英名宗、蜀郡郫人也。事廣漢任安、學精究安術。<sup>①</sup>與杜瓊同師而名問過之。劉璋時、爲犍爲太守。先主定益州、領牧、辟爲從事祭酒。後援引圖讖、勸先主即尊號。踐阼之後、遷爲大鴻臚。建興中卒。<sup>②</sup>失其行事、故不爲傳。〔三國志〕卷四十五 楊戲傳〔季漢輔臣贊〕。
- (45) ①劉主割據、資我英俊。鴻臚淵通、與道推運。何宗、字彥英、郫縣人也。<sup>②</sup>通經緯・天官・推步・圖讖。知劉備應漢九世之運、讀立先主。爲大鴻臚。<sup>③</sup>方授公輔、會卒。〔華陽國志〕卷十 先賢志。
- (46) 蜀漢政權の支配構造については、渡邊義浩「蜀漢政權の支配と益州人士」〔史境〕一八、一九八九年、「三國政權の構造と「名士」」汲古書院、二〇〇四年に所収）を参照。
- (47) 廣漢縣……蜀時、彭（義）〔義〕有俊才。晉世、〔段容〕號令德、故二姓爲甲族也。德陽縣……康・古・袁氏爲四姓、大族之甲者也。〔華陽國志〕卷二 蜀志。
- (48) 池田温「唐代の郡望表」〔東洋學報〕四二―三、一九五九年、「唐史論攷」汲古書院、二〇一四年に所収）。
- (49) 〔華陽國志〕に「大姓」として掲げられていた「蜀姓」が、南北朝以降、差別されていくことについては、宮川尚志「蜀姓考」〔六朝史研究〕政治・社会篇 日本學術振興會、一九五六年）を参照。
- (50) 夫書契有五善。達道義、章法戒、通古今、表功勳、而後旌賢能。〔華陽國志〕卷十二 序志。
- (51) (獻) 帝好典籍、常以班固漢書文繁難省、乃令悅<sup>①</sup>依左氏傳體以爲漢紀三十篇、詔尚書給筆札。……其序之曰、……<sup>②</sup>夫立典有五志焉。一曰達道義、二曰章法式、三曰通古今、四曰著功勳、五曰表賢能。於是天人之際、事物之宜、粲然顯著、罔不備矣。……<sup>③</sup>漢四百有六載、撥亂反正、統武興文、永惟祖宗之洪業、思光啟乎萬嗣。聖上穆然、惟文之恤、瞻前顧後、是紹是繼、闡崇大猷、命立國典。〔後漢書〕列傳五十二 荀爽傳附荀悅傳。
- (52) 〔漢書〕が「尚書」を規範とすることは、渡邊義浩「漢書」における「尚書」の繼承」〔早稲田大学大学院文学研究科紀要〕六一―一、二〇一六年）を参照。
- (53) 渡邊義浩「兩漢における春秋三伝の相剋と国政」〔兩漢における詩と三伝〕汲古書院、二〇〇七年、「後漢における「儒教国家」の成立」汲古書院、二〇〇九年に所収）を参照。

## Yearnings for Unification in Chang Qu's *Huayang Guo Zhi*

Yoshihiro WATANABE

The *Huayang guo zhi* 華陽國志 by Chang Qu 常璩 describes the distinctive character of the region of Huayang 華陽 not mentioned in earlier canonical and historical works, and at the same time it also argues for the realization of a “grand unification” through the incorporation of Huayang. In addition to the traditions of Shu or Sichuan learning (*Shuxue* 蜀學), Chang Qu's arguments also include the legitimization of the Eastern Jin, which had defeated the Cheng Han 成漢, i.e., the legitimization of Huan Wen 桓溫. The basis of the arguments whereby the *Huayang guo zhi* delineates the rightness of “great unity” (*datong* 大同) under the Jin and the unreasonableness of a hegemony based in “Huayang,” such as that of Gongsun Shu 公孫述 and the Shu Han 蜀漢 régime, while describing the history of the “regional state” of Huayang lay in the “grand unification” advocated by the Gongyang 公羊 school of *Chunqiu* 春秋 studies. Of course, the *Huayang guo zhi* includes elements found in later local gazetteers, such as descriptions of local conditions in “Huayang” and references to notable local men of virtue and talent (*gongshi* 貢士). With regard to the twin aspects of local gazetteer and biographies, the listings of “major clans” (*daxing* 大姓) given for each county are a precursor of the lists of district notables (*junwang biao* 郡望表) that appear from the Tang period onwards. But these lists too were given in preparation for employment in government service after the “grand unification” by the Jin. Following the precedent of the *Chunqiu*, which had incorporated arguments for a “grand unification” while describing the history of the “regional country” of Lu 魯, Chang Qu wrote the *Huayang guo zhi* in order to contribute to the Jin's “grand unification” while ascertaining the important role that the region of Ba and Shu had played in the “grand unification” of the Qin and Han.